

平成21・22年度三田市職員採用

三田市民病院 職員募集要項

～病院事務職員（病院SE）～

三田市は今、「急成長都市」から「成熟都市」に大きく飛躍しています。

この三田で、患者さんとその家族のために、「安心、納得、心のこもった医療」の提供を目指し、自分を磨き、頑張る人を求めています。



試験日 平成22年1月9日（土）

受付期間 平成21年11月2日（月）～12月25日（金）

（ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。）

受付場所・お問い合わせ

三田市民病院事務局総務課（3階）

☎（079）565－8605（直通）

〒669－1321 三田市けやき台3丁目1番地1

職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人員	受験資格（①～③必須）
市民病院 事務職員 （病院S E）	1名	① 昭和25年4月2日以降に出生し、学校教育法に規定する高等学校以上の学歴を有する人（60歳未満の人） ② 急性期の総合病院で医療情報システム開発に関する実務経験を3年以上有すること（雇用形態問わず） ③ 情報処理技術者試験（基本情報技術者試験かそれ以上）に合格していること ④ 医療情報技師または診療情報管理士の資格を有していれば望ましい（無くても可）

[注] 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。

業務内容

- ① 医療情報システム（ハード・ソフト）の開発導入・更新、保守管理及び運用に関する企画立案並びに総合調整に関すること
- ② 医療情報システムに関する各部門との調整に関すること
- ③ 事務用LANの管理、運用及び開発・更新に関すること
- ④ 医療用マスタ等の日常メンテナンスに関すること
- ⑤ 情報セキュリティ及び個人情報保護に関すること

採用試験

1 試験期日・場所

日	時	場	所
平成22年1月9日（土） 《詳細》「受験要領」参照		三田市民病院 3階 講堂 三田市けやき台3丁目1番地1 ☎079（565）8605（直通）	

2 試験科目等

科目	時間	試験内容
適性検査	60分	職務に対する適性について
作文試験	60分	課題に対する思考力及び表現力等について
面接試験	各20分程度	面接（方法等は当日に連絡します）

※ 応募多数の場合は面接試験を別に日時に設ける場合があります。

3 試験当日持参するもの

受験票・筆記用具（HB鉛筆・消ゴム等）及び昼食等（面接試験が午後の場合）

試験結果

平成22年1月下旬に発表予定（受験者全員に合格・不合格を通知します。）

待遇

1 （平成21年1月1日現在、新卒基準）

初任給168,200円程度～（例 21歳、民間病院の前歴換算含む、地域手当含む）

※ 実際の支給金額は前歴により異なる場合があります。

2 諸手当

地域手当6%、期末・勤勉手当（年4.5カ月）、扶養手当、住居手当、通勤手当を基準に従って支給がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

採用時期

合格者は、平成22年3月1日付または4月1日付で採用する予定です。

応募手続き

- 1 受付期間 平成21年11月2日（月）～12月25日（金）ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。
郵送の場合は、12月25日（金）午後5時到着分まで受付します。

- ① 募集要項の郵送を希望する場合は、120円切手を貼り返送先を明記した封筒を同封のうえ、市民病院総務課あて送付してください。（12月21日（月）到着分まで）
② 応募書類を郵送する場合は、90円切手を貼り、返送先を明記した封筒を同封のうえ、市民病院経営課あて送付してください。（締め切り期限厳守）
なお、封筒には『職員採用試験応募書類在中』と朱書してください。

2 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

3 受付場所 三田市民病院事務局総務課（3階）
〒669-1321 三田市けやき台3丁目1番地1
☎079（565）8605（総務課直通）

- 4 受付時提出書類 ① 受験申込書（本市所定の用紙に所要事項を記載のうえ上半身脱帽の写真貼付）《写真サイズ縦6.5cm横5.0cm》
② 受験票（本市所定の用紙に所要事項を記載のうえ上半身脱帽の写真貼付）《写真サイズ縦6.5cm横5.0cm》
③ 資格・情報処理技術者試験合格証（1部写し、基本情報技術者試験かそれ以上 ※必須）
・医療情報技師資格者証、診療情報管理士資格者証（各1部写し、有れば望ましい、無くても可）
④ 実務経験申請書（本市所定の用紙に必要事項を記載のうえ提出）
※なお、採用前健康診断は合格者のみに事後で提出を求めます。また、健診の結果をもって最終的に採用内定となります。

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

次のいずれかに該当する人は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- ・ 成年被後見人又は被補佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 三田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者